国民健康保険税に関するお知らせ

令和6年4月から国民健康保険の税率・税額を改定します

国民健康保険は、病気やけがをした場合に安心して医療を受けることができるよう、加入者が保険税を納め、医療費 の負担を支え合う、助け合いの制度です。近年、高齢化の進展や医療の高度化に伴い医療費が増加し、国民健康保険 の財政運営は厳しいものになっています。

資産割は、段階的廃止の方針に基づいて見直してきました。これらを踏まえ、令和5年度中に国民健康保険運営協議 会で慎重に審議し、令和6年度の保険税率・税額を改定しました。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

令和6年度保険税率・税額一覧表(かつこ内は令和5年度税率・税額)

	医療分	後期高齢者支援金分	介護分(40~64歳のみ)	備考
所得割	6.80%(6.30%)	2.20%(同左)	1.90%(同左)	_
資 産 割	0%(7.00%)	0%(同左)	0%(同左)	廃止
均 等 割	2万5900円(同左)	1万円(同左)	1万円(同左)	1人当たり
平等割	2万2000円(同左)	7000円(同左)	7000円(同左)	1世帯当たり

所得割 世帯の加入者の前年中の所得金額に応じて計算されるもの。 **均等割** 世帯の加入者数に応じて計算されるもの。

資産割 固定資産税に応じて計算されるもの。令和6年度から廃止。 平等割 世帯の加入者数に関わらず、1世帯当たり一律で計算されるもの。

年間保険税額のシミュレーション

4人世帯

40歳以上の夫婦・ 18歳以下のこども2人

※妻・こどもに所得なし



	営業所得(課税所得)	5年度保険税額	6年度保険税額	差額
	43万円 (0円)	4万9500円	4万400円	△9100円
	159万円(116万円)	19万8600円	19万3900円	△4700円
)	257万円(214万円)	34万3200円	34万1100円	△2100円
	343万円(300万円)	46万1100円	46万1900円	800円

2人世帯

65歳以上の夫婦

※夫は年金収入のみ 妻は基礎年金のみ



年金収入(課税所得)	5年度保険税額	6年度保険税額	差額
79万円 (0円)	3万7200円	3万200円	△7000円
225万円(72万円)	11万8500円	11万5200円	△3300円
272万円(119万円)	18万8700円	18万7700円	△1000円
300万円(147万円)	23万2700円	23万3100円	400円

子ども減免を ー律9割に拡充します

市では独自の取り組みとして、18歳以下のこどもがいる 世帯を対象に、国民健康保険税均等割について、平成30

年度から最大5割、令和4年度には 国の制度に上乗せして一律8割を 減免してきました。

令和6年度からは、さらに一律 9割に減免制度を拡充します。



12月2日に紙の保険証は廃止される予定です

マイナ保険証を利用すると こんなメリットが



- ①医療費総額を20円(3割負担で6円程度)節約できる 紙の保険証よりも自己負担が低くなります。
- ②より良い医療を受けることができる 過去に処方された薬や健康診断結果などのデータに基づ いた診療・薬の処方が受けられます。
- ③手続きなしで高額療養費制度が適用される 限度額適用認定証を申請しなくても、高額療養費制度が 適用され、限度額を超える支払が免除されます。

保険医療課 ☎(45)6330